

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽 石 義 則

- 1 日時
平成29年10月2日（月曜日）
午後5時27分開会、午後5時51分散会
（休憩 午後5時37分～午後5時38分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、
千葉伝委員、樋下正信委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、千葉担当書記、橋場併任書記、佐藤併任書記、佐々木併任書記、
新田併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
佐藤総務部長、高橋副部長兼総務室長、小原財政課総括課長
 - (2) 選挙管理委員会事務局
臼井選挙管理委員会事務局書記長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の決定について
 - (2) 委員長の互選について
 - (3) 副委員長の互選について
 - (4) 委員席の変更
 - (5) 議案の審査
議案第37号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
- 9 議事の内容
○柳原担当書記 私は、総務委員会担当書記の柳原でございます。よろしくお願いたします。
ただいまから、仮委員席を定めたいと思います。委員席の順序は、委員長席の左側の委

員長席に近い席を1番とし、委員長席の右側の委員長席に近い席を9番とするようにしたいと思います。

委員席を定める方法といたしましては、現在、着席のままとする方法、抽選による方法などがございますが、いかがいたしましょうか。

〔「着席のとおり」と呼ぶ者あり〕

○柳原担当書記 ただいま着席のとおりとの御発言がございましたので、そのとおりとし、委員席に氏名標を配置させていただきます。

〔委員席に氏名標を配置〕

○柳原担当書記 常任委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条第2項の規定により、年長委員が委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、千葉伝委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

千葉伝委員、委員長席に御着席をお願いいたします。

〔年長委員千葉伝君委員長席に着く〕

○千葉伝年長委員 ただいま紹介されました千葉伝であります。何とぞ、よろしく願いいたします。

委員会を開きます前に、当総務委員会の担当書記を紹介いたします。

柳原担当書記。

千葉担当書記。

橋場併任書記。

佐藤併任書記。

佐々木併任書記。

新田併任書記。

高橋併任書記。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

委員各位の委員席は、ただいま御着席のとおりに決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉伝年長委員 御異議がないようでありますので、さよう決定いたします。

これより委員長の互選を行います。委員会条例第7条第2項の規定により、委員長互選の職務を行います。

お諮りいたします。委員長の互選は、指名推選と投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○千葉伝年長委員 指名推選の声がありますので、互選の方法は指名推選によることに決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、当職において指名することにいたしたいと

思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉伝年長委員 御異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決定いたしました。

総務委員長に軽石義則君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当職において指名した軽石義則君を総務委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉伝年長委員 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました軽石義則君が総務委員長に当選されました。

ただいま当選されました軽石義則君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。軽石委員長、委員長席にお着き願います。

〔年長委員千葉伝君退席、委員長軽石義則君委員長席に着く〕

○軽石義則委員長 ただいま皆様方の御推挙により総務委員長となりました軽石義則でございます。

皆様方の御協力のもと委員長の職責を果たしたいと存じますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

引き続き、副委員長の互選を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選は、指名推選と投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 指名推選の声がありますので、互選の方法は指名推選によることに決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、当職において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決定いたしました。

総務副委員長に川村伸浩君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当職において指名した川村伸浩君を総務副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました川村伸浩君が総務副委員長に当選されました。

ただいま当選されました川村伸浩君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。

川村伸浩副委員長、御挨拶を願います。

○**川村伸浩副委員長** ただいま皆様方の御推挙により総務副委員長となりました川村伸浩でございます。軽石委員長を補佐し、公平、公正な委員会運営に努めてまいりますので、委員各位の御協力をお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** 次に、委員席の変更を行いたいと思います。休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開いたします。正副委員長の互選に伴い、委員席を現在、御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。なお、執行部の紹介は、次回10月5日に予定しております委員会で行いますが、これより、本日の本会議で当委員会に付託された議案について、審査を行いますので、この際、議案の審査に先立ち、本日出席する執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、佐藤博総務部長を御紹介いたします。

○**佐藤総務部長** 総務部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** この際、佐藤総務部長から、総務部の方々を御紹介願います。

○**佐藤総務部長** 副部長兼総務室長の高橋勝重でございます。

財政課総括課長の小原勝でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** 次に、臼井智彦選挙管理委員会事務局書記長を御紹介いたします。

○**臼井選挙管理委員会事務局書記長** 臼井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** 以上で、執行部職員の紹介を終わります。

次に、議案の審査を行います。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案1件について審査を行います。

議案第37号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原財政課総括課長** 議案第37号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。議案その4の1ページをお開き願います。この補正は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることに伴い、早急に措置が必要な予算を計上するものでございます。まず、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,883万8,000円を追加し、開会日に御提案いたしました一般会計補正予算第2号と合

わせました補正後の現計を1兆46億3,552万7,000円とするものであります。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、予算に関する説明書により御説明いたします。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入についてでございます。9款国庫支出金、3項委託金において、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行につきまして、総務費委託金を8億8,883万8,000円増額するものでございます。次に4ページをお開き願います。次に、歳出についてであります。2款総務費、5項選挙費におきまして、市町村等への交付金や需用費等の執行のため8億8,883万8,000円を計上するものでございます。なお、さきにお知らせしておりましたが、選挙にかかる事務費のうち補正予算提案前の執行が急ぎ必要となる投票用紙の印刷や候補者交付物品の購入等に要する経費2,798万1,000円につきましては、予備費を充用し、執行しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** 歳入歳出とも8億8,883万8,000円ということで、これはほとんど市町村への交付となると思いますが、最近の傾向として、国政選挙の場合は、本当は国から予算が満額措置されるものではないかと私は思っておりますが、どうも市町村からすると実際に執行した額よりもこない、補助率が少し下がっているのではないかと。そういうことで、執行経費を一つ一つ精査されると対象外になるということもあると思いますが、基本的には100%国庫から出るものと考えてよいのか。それから、最近の傾向はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから、選挙の開票についてですが、どうも市町村間でスピードを競うというような状況になっています。マスコミからもいろいろ言われると思いますし、早く開票してほしいということは誰もが思いますが、スピード感よりもやはり正確性が一番大事ではないかと思っております。開票率90%台で発表し、確定ということについてはおくれてもしようがないと思うのですが、いずれ県選挙管理委員会の方から、正確性を一番大事にするべきだといっていただけなのかどうかを確認させていただきたいと思っております。

それから、今回から選挙区のエリアが変更され、前回の選挙からは18歳からの投票が可能となっております。選挙制度の周知や投票率の向上について、県選挙管理委員会が担う役割は大きいと思うのですが、それらの方針等があるのであればお聞きしたいと思います。

○**臼井選挙管理委員会事務局書記長** 3点について、お尋ねがございました。

まず、執行経費に関する国費についてですが、委員御指摘のとおり、国政選挙ですので、全額国庫で出るというものであります。不足分もあるのではないかと御指摘もございますが、単価などが法律で決まっていることもありますので、いずれ私どもといたしましては、国に定められた単価に応じて、かかった経費は全て適切に国に報告していきたいと思っておりますし、それらについては全額国庫から措置されるものと考えております。

また、2点目の開票作業のスピードと正確性についてございますが、選挙の公正な執行にあたりましては、正確性が何より重要なことであると思っております。しかし、もちろん皆様に結果を御報告するというのも重要なことですので、その辺はバランスを取りながらでございますが、それによって正確性が損なわれることのないよう必要な助言をしまいたいと考えております。

また、3点目の選挙区の変更や18歳選挙権に係る我々県選挙管理委員会の役割についてですが、今回の衆議院議員選挙から初めて4区から3区に変更して行われるということで、今年の7月に公職選挙法が施行されたところでございます。それ以降、総務省から送付されたビラ等を配布したり、ホームページ等で周知しているところですが、投票日までまだ多少時間がございますので、テレビやラジオのコマーシャルであったり、インターネットを使ったりして、しっかりと選挙広報を行い、選挙が行われること、また選挙区の変更についてお伝えしていきたいと考えております。また、18歳以上の方々についても、選挙が行われることについて周知をしたいと思っておりますし、18歳選挙権になってから初めての衆議院議員選挙となりますので、例えば高校でのポスターの掲示等によりしっかりと周知を図っていききたいと考えております。

○**軽石義則委員長** そのほかに質疑はありますか。

○**工藤大輔委員** 今回から選挙区が四つから三つへと変更になるわけですが、この選挙区の変更に伴う周知については、当然徹底していかなければならないと思います。このことについて、どういうふうに対応していくのかをあらためてお伺いします。また、若い方の投票について、選挙があるという周知は当然として、期日前投票といった手法を含め、投票率をアップさせるための取り組みをこれまでも行ってきたとは思いますが、今回もその成果が問われることになると思います。投票率向上のため、選挙期間中どのように対応していくのかお伺いします。

それから、予算に関して、今回8億8,800万円余の補正予算が提案されているわけですが、選挙区が一つ減ることによって前回選挙時の予算額と比べ、どれくらいの差額が生じているのかお伺いします。

○**臼井選挙管理委員会事務局書記長** まず、選挙の周知方法についてでございます。先ほども御答弁いたしました。今回は、選挙区が4区から3区に変更になった初めての選挙でございます。これまでも、当然周知を行ってまいりましたが、委員が御指摘のとおり、若い方々への周知も重要であると考えておりますので、選挙区が4区から3区に変更したことを、今回インターネットのユーチューブで広告等を県内にお住いの方に流すことにより周知を図ってまいりたいと考えておりますし、あわせて訴求力が大きいテレビやラジオのコマーシャルといった方法により周知してまいりたいと思っております。何分、投票日までの期間が長くはありませんが、できる限りの周知を行うことで、選挙への興味や関心を持っていただき、また、投票に行っていただくための取り組みを市町村選挙管理委員会と連携しながら行ってまいりたいと考えております。

次に、選挙区が減少したことに伴う予算額への影響についてでございます。まず、平成26年に衆議院議員選挙が行われておりますが、その際の予算額は9億3,480万円であり、今回計上した予算額は8億8,883万8,000円にして、予備費と合わせますと9億1,681万9,000円ということで、2%ぐらいの減となっております。選挙区の減少に伴いまして、基本的には、選挙の執行は市町村選挙管理委員会単位で行っているものでございますので、それほど大きく経費が変わるものではございません。ただ、選挙区の減少に伴いまして、立候補予定者がどれくらいの方かといったことの見込みを若干減じていることにより、選挙公営費の額を減らしておりますので、それにより若干の予算額の減が出ているものと考えているところでございます。また、先ほど申し上げた選挙の執行経費に係る法律も変わり、また、その法律に定める単価も変わっておりまして、そういった諸々の影響により予算額が変わっておりますが、選挙区の減による影響という意味では、先ほどの選挙公営費の部分が大きいのではないかと考えております。

○**軽石義則委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。